

令和7年度 キッズコート平野東保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当保育園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1 施設設置主体・運営主体

(設置主体)

名 称	社会福祉法人 松福会
所 在 地	〒555-0032 大阪市西淀川区大和田 2-5-11
電 話 番 号	06-6477-6565
代表者氏名	理事長 松井 侯乃輔

(運営主体)

名 称	社会福祉法人 松福会
所 在 地	〒555-0032 大阪市西淀川区大和田 2-5-11
電 話 番 号	06-6477-6565
代表者氏名	理事長 松井 侯乃輔

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	キッズコート平野東保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市平野区平野市町 3-8-5
連 絡 先	電話番号：06-6791-3400 F A X：06-6791-3470
施 設 長	園長 邨田 和子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 10人 1歳児 16人 2歳児 24人 3歳児 25人 4歳児 25人 5歳児 25人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 54人 満1歳以上満3歳未満の児童 27人 満1歳未満の児童 9人
開 設 年 月 日	昭和24年8月8日
事 業 所 番 号	2710051005496
ホ ー ム ペ ー ジ	https://www.s-f-k.or.jp/kc_hiranohigashi/

3 施設の目的・運営方針

キッズコート平野東保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園している乳児及び幼児（以下「児童」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、児童の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地		2 1 4 8 . 6 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 2階建
	延べ面積	1 0 9 8 . 2 4 m ²
園 庭		地上園庭 7 6 0 . 0 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
保育室	6 室	ひまわり組（満6歳児クラス）、すみれ組（満5歳児クラス）、ばら組（満4歳児クラス）、もも組（満3歳児クラス）、たんぽぽ組（満2歳児クラス）、つくし組（満1歳児クラス）について各1室
遊戯室（プレイルーム）	1 室	
調理室	1 室	
多目的室	1 室	

5 提供する保育等の内容

当園は、2017年版新保育所保育指針を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 障がい児保育

障がいのある子どももいない子どもも、地域や保育園で育ちあう保育をすすめています。

(3) 地域交流活動

保育園の園庭で遊んだりします。また、地域の施設との交流もあります。

(4) 子育て相談事業

子育ての悩みなど電話で受け付けています。

《 受付：火曜日～金曜日 午前10時から午後2時 》

6 職員の職種、職員数及び職務の内容

令和7年4月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	保育園運営をつかさどり、所属職員を監督	1 人	1 人	人	
主任 保育士	施設長を助け、指示を受けて保育園運営業務の一部を補佐、児童の保育等をつかさどる	1 人	1 人	人	
保育士	児童の保育等をつかさどる	12 人	8 人	4 人	保育補助 2 人
栄養士	児童の栄養指導及び管理などをつかさどる	1 人	1 人	人	
調理員	給食調理などをつかさどる	3 人	2 人	1 人	
事務員	事務・金銭管理などをつかさどる	1 人	1 人	人	
看護師	健康管理をつかさどる	1 人	1 人	人	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置します。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
施設長、主任保育士、保育士、栄養士、調理員、事務員、看護師	正規の勤務時間（7:30～18:30）のうち、7時間45分

※ ロテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間と通勤時間、その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間と通勤時間、その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時まで又は16時から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

保育園において調理を行います。（調理業務は㈱JFSへ業務委託しています）

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時15分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時45分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応（宗教食除去も対応可）

食物アレルギー対応マニュアル有

※ 食物アレルギー等による配慮食の提供については、医師の「生活管理指導表」が必要となります。

(4) 栄養士の配置状況（再掲）

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
児童の栄養指導及び管理	1人	1人		

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料相当額の施設使用料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料相当額を施設使用料としてお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料相当額の施設使用料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

11 利用の開始に関する事項

区役所の利用調整に基づき、当園に利用の要請をされた児童の保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始いたします。

12 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 児童が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	医療法人 松仁会 大和田診療所
医 院 長 名	山本 佳弘
所 在 地	大阪市西淀川区大和田 6 丁目 13 番 48 号
電 話 番 号	06-6473-0212

(2) 歯科

医療機関の名称	医療法人松徳会 松徳会歯科医院
医 院 長 名	中村 元一
所 在 地	大阪市西淀川区大和田 5-1-12 大和田パークマンション 1 階 101
電 話 番 号	06-6475-8219

14 緊急時の対応

入園されている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、別途提出いただく緊急時連絡票に記載されている緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

15 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

16 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による児童への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

17 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 山口 忍 ・ご利用時間 10時00分 ～ 14時00分 ・電話番号 06-6791-3400 ・FAX 06-6791-3470 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
---------------	--

18 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入していただくこととなります。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター保険
保険の内容	災害共済給付
保険金額	240円（年額）

※詳しくは別紙の「独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について」の書類を御確認ください。

19 児童の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和4年度	令和5年度	令和5年度
0歳児	0人	4人	2人
1歳児	7人	5人	10人
2歳児	16人	11人	11人
3歳児	13人	18人	11人
4歳児	17人	12人	17人
5歳児	17人	16人	11人
合計	70人	66人	62人

20 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	平成 29 年度受審	概ね良好
自己評価の実施状況	平成 29 年度実施	概ね良好

※ 詳細は事務所・ホームページにてご覧いただけます。

21 子ども・子育て支援法第 39 条第 3 項、第 5 項の規定により公表・公示された旨 公表・公示案件はありません。

22 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動は ご遠慮ください。
送迎	当園への自動車での通園は原則認められません。

23 特別支援保育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で障がいのある子どもといない子どもが共に育ち合うことを基本的な考えとして障がい児保育（特別支援保育）を行っています。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
主食費	3、4、5 歳児（2 号認定）の主食提供に係る実費負担	月額 1,100 円
副食費	3、4、5 歳児（2 号認定）の副食提供に係る実費負担	月額 4,500 円
行事費	園外保育（遠足を含む）に係る運賃、入館料等の実費負担	随時（100～300 円程度）
被服費	リュックサック、カラー帽子、体操着上下、遊び着等、個人持ち物品に係る実費負担	入園時、もしくは進級時（7,300 円程度）
教材費	個人負担の雑費袋、作品袋、ロッカー用カゴ、お道具箱、ピアノカ唄口、はさみ、粘土、粘土ケース、のり、クレパス（幼児用）、クレヨン（乳児用）、色鉛筆、シール帳、出席シール、連絡ノート（お帳面）、健康手帳、誕生日カード等に係る実費負担	入園時、もしくは進級時（5,000～6,000 円程度）
氏名ゴム印費	個人負担の事務用品に係る実費負担	入園時（300 円）
アルバム代	個人負担の卒園アルバムに係る実費負担（5 歳児のみ）	アルバム制作時（4,000 円程度）
写真代	個人負担の写真販売に係る実費負担	随時（1 枚 30 円）

2 時間外保育に係る利用者負担

保育短時間認定児童の利用分

※なお、保育短時間認定児童にかかる利用時間は、保育短時間の開始前（8時まで）と、保育短時間の開始後（16時以降）の時間を通算して計算します。

	所得区分	1時間まで	2時間まで	2時間超
日額制	－	300円/日	600円/日	900円/日